

編集発行人

株式会社 船井総合研究所

取締役 三上 元

TEL:06-314-3901

株式会社FPシミュレーション

代表取締役・税理士 三輪 厚二

TEL:06-946-8011

印紙を貼り忘れた場合、間違った場合

Q：正規の印紙税額でない印紙を間違って貼った場合はどうすれば良いですか。

A：印紙税は印紙税の対象となる文書を作成した時点で印紙を貼って納付することになっています。

(1) 忘れた場合、少なかった場合

故意・単純ミスにかかわらず印紙税額の3倍を過怠税として徴収されます。税務署に指摘される前に気づき、作成日以後に貼って消印すれば、正規に納めたことにはなりません。特に問題はないでしょう。

忘れた場合等の正しい納め方は、自主的に税務署へ申し出て納付することになります。この場合の過怠税の合計は、貼るべき印紙税の1.1倍になります。

(2) 多く貼った場合

消印をする前に気がつけば、はがして貼り直すことが出来ますが、消印をした後の場合には、その文書を税務署に持って行き、還付の手続きをしてください。

還付は印紙税として印紙を貼った場合だけで、登記等で印紙を多く貼った場合は、印紙税の還付の対象にはなりません。

(3) 印紙と契約書

印紙の貼っていない契約書の効力については、契約書に印紙がなくても契約の効力を失いません。

しかし、印紙税の過怠税は徴収されます。

